

一般社団法人石川県損害保険代理業協会 弔慰金規則

(総則)

第1条 一般社団法人石川県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、本会が行う弔事等に関して本規則を定める。

(適用の範囲)

第2条 本規則を適用する範囲は、次の各号にあたる者とする。

- 一 本会の正会員及び正会員の配偶者または正会員の一親等以内の親族。
- 二 前号のほか、会長が特に必要と認めた者。

(弔慰)

第3条 第2条に記載された者が逝去したときは、その遺族に対しての弔慰金等は次の通りとする。

- (1) 正会員が死亡したとき、弔慰金として金20,000円也及び弔花一基。
- (2) 正会員の配偶者及び正会員の一親等以内の家族が死亡したとき、弔慰金として金10,000円也及び弔花一基。
- (3) 第2条第二号の場合、会長が適切に判断する。

(附則)

第4条 この規定は、平成25年8月10日より施行する。

平成25年8月9日 理事会 全文決定